

会 議 録

1 会 議 名

平成18年度第3回北九州市住居表示審議会

2 議 題

平成18年度住居表示整備事業に伴う新町界町名案についての諮問・答申

3 開催日時

平成18年10月4日（水） 10時00分～11時00分

4 開催場所

北九州市役所庁舎 15階 特別会議室C

5 出席した者の氏名

(委 員)

森本 由美委員	中益 勝利委員	今泉 恵子委員	山平 蓉子委員
仲道 弘子委員	鶴田 伶子委員	作本 亘委員	中村 凷委員
野田 智委員	久保田 哲生委員	田中 信彦委員	

(事務局)

総務市民局市民部長	日高 義隆
総務市民局市民部区政課長	萩野 清隆
総務市民局市民部区政課指導係長	山口 利美
総務市民局市民部区政課事務吏員	高野 栄二
門司区役所総務課長	瀬藤 昭
門司区役所総務課選挙統計係長	三原屋 真純
門司区役所総務課主任	大石 英雄
小倉南区役所総務課長	稲富 裕子
小倉南区役所総務課選挙統計係長	中山 之郎
小倉南区役所総務課事務吏員	中島 亮

6 会議経過

市民部長 : 定刻になりましたので、ただ今より平成18年度第3回住居表示審議会を開会いたします。

まず、定足数のご報告でございますが、本日の会議の出席者は、委員12名中、11名でございます。

住居表示審議会規則第7条第1項の会議の開催に必要な過半数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは早速ですが、議事に入らせていただきたいと思います。

中益会長お願いいたします。

中益会長 : それでは、議事に入らせていただきます。
本日予定されております議題は、『平成18年度住居表示整備事業に伴う新町界町名案について』でございます。
この件につきましては、市長から当審議会へ諮問を受けております。
諮問書につきましては、その写しをお手元に配布しております。
それでは、諮問の概要について、事務局より説明を受けたいと思います。
事務局、お願いします。

区政課長 : 区政課長の萩野でございます。
今回、諮問させていただきますのは「平成18年度住居表示整備事業に伴う新町界町名案について」でございます。
お手元にお配りしております諮問書の写しをご覧ください。
今回、新町界町名案として諮問させていただきますのは、別図1門司区吉志地区と別図2小倉南区吉田地区の2地区でございます。
どちらの地区につきましても、新町界・町名を設定するとともに、その住居表示対象地域の一部を隣接する町区域に編入するものでございます。
それぞれの区域の新町界線及び新町名の選定経緯等詳細につきましては、各区総務課長よりご説明いたします。

初めに、門司区役所総務課長、お願いします。

門司区総務課長 : 門司区総務課長の瀬藤でございます。よろしく申し上げます。
それでは別図1をご覧ください。
今回の実施予定地区について、説明いたします。
場所は、門司区の南部、小倉南区との区界に近い位置にあり、北西側に九州自動車道、南東側に主要地方道門司行橋線が走り、東側に新門司港を望む、「吉志土地区画整理事業」地内にあります。
「吉志土地区画整理事業」は、平成11年度より施行され、総面積約34万平方メートル、計画戸数約700戸で、来年3月に工事完了予定です。
今回の住居表示実施予定地は、区画整理事業地のうち、平成14年に住居表示が実施された区域（吉志新町一丁目、二丁目）を除く残りの区域で、面積約18万平方メートル、計画戸数約400戸で、来年5月から一部販売予定となっております。
新町界線は、地番境および道路側線界で実施したいと考えております。
新町界町名については、東側の吉志一丁目に接する一部の土地約5千平方メートルが、区画整理事業による道路新設に伴い、街区の形状、土地の利用状況が既存の吉志一丁目と一体となることから「吉志一丁目」に編入することとしました。
なお、北側の新町界（記号の㊸～㊺）は、編入する側の土地が既存の墓地であり、吉志一丁目の集落と土地の利用状況が一体であること、新町側の土地は新設道路ののり面であり、土地の利用状況が異なるこ

とから、墓地とのり面の地番境で町界を設定しました。

残りの新町の区域については、すでに住居表示されている「吉志新町一丁目・二丁目」と同じ区画整理事業地内であること、「吉志新町二丁目」に隣接していることから、土地の形状や面積を勘案し、「吉志新町三丁目」、「吉志新町四丁目」ということで選定しました。

面積は、「吉志新町三丁目」が約 108,700 平方メートル、「吉志新町四丁目」が約 69,000 平方メートルとなっております。

以上でございます。

区政課長 : 続きまして、小倉南区、お願いいたします。

小倉南区総務課長 : 小倉南区総務課長の稲富でございます。よろしくお願いいたします。皆様、資料の別図 2 の参考をお開きください。

まず、今回の住居表示実施地区でございますが、小倉南区の北東部にあたり、小倉東インターより北東へ約 4km、県道 25 号門司行橋線（図面の右上から左下に斜めに走っている幹線道路）の東側に位置しております。

北側は、県道 25 号門司行橋線を境に沼新町一丁目に接しております。また、西側は沼本町四丁目と接し、南側は中吉田一丁目、東側は上吉田一丁目、大字吉田に隣接する地域（太線で囲まれた地域）でございます。

前回ご説明いたしましたが、今回の区域は、以前は山林でありましたが、J F E 工建株式会社による造成により宅地開発が行われています。今回開発予定区画が約 550 でございます。竣工予定は、平成 19 年 3 月であり、平成 19 年 9 月から販売開始予定となっております。

現在の造成の状況といたしましては、工事進捗率 89 パーセント、水道・ガス管等敷設率 60 パーセントと聞いております。

今回の住居表示実施面積は 0.22 平方キロメートル、世帯数は 0 世帯でございます。

次に旧町界線について、ご説明いたします。ご覧のとおり、今回の住居表示予定地区の周囲・隣接地区は、ほとんどが住居表示実施済み地区で、実施予定地区とは、道路側線、河川側線あるいは地番境で、区切られております。

また、造成区域を 2 分する形で、大字吉田と大字沼の字境が走っていますが、造成する以前は一つの山林であり、字境を明確に示す地形地物はございませんでした。

別図 2 をご覧ください。今回、新町界線につきましては、原則にのっとり、道路、河川、地番の側線で区切りまして、住居表示したいと考えております。

㊤～㊦は、県道 25 号門司行橋線の道路境、㊧～㊨は、のり面（地番境）、㊩～㊪は、開発道路が境界、㊫～㊬は、のり面（地番境）、㊭～㊮は、吉田川（河川側）が境界となっております。

㊯～㊰は、のり面（地番境）、㊱～㊲は、開発道路が境界、㊳～㊴は、のり面（地番境）、㊵～㊶は、開発道路が境界、㊷～㊸は、のり面（地番境）、㊹～

㊦は、開発道路、㊧～㊨は、土地の地番が境界となっております。

また、㊩～㊫は、団地内を貫く幅13メートルの道路となる予定で、これを町界境としております。

新町名の選定理由です。

字図上は、大字吉田と大字沼に分かれておりますが、地形的には元は一つの山林でございまして、ゼンリンの住宅地図においても全体が大字吉田と記載されているように、一般的には吉田地区として知られております。

楡の木を団地内の街路樹として採用すること、また、団地全体が中央の公園付近を頂点とした傾斜地であることより、地名の吉田と組み合わせ、『吉田にれの木坂』と設定いたしました。

楡の漢字は分かりやすいようにひらがなにいたしました。

なお、「にれの木坂」という名称は、今回開発されている団地の名称であり、地元住民及び開発業者から団地名称を入れて、「吉田にれの木坂」を新町名に採用してほしいとの強い要望がございました。

また、団地の中央を県道25号門司行橋線から東に貫く幅13メートル道路が走っていることから、この道路を町界として、図面下側を「吉田にれの木坂一丁目」、上側を「吉田にれの木坂二丁目」としました。

さらに、吉田にれの木坂一丁目に隣接している造成地の一部、三角形2箇所は大字吉田、㊩の左、長方形部分は大字沼でございましたが、隣接する土地の状況や現在の街区の形状を勘案し、「中吉田一丁目」へ編入いたします。

また、㊪の右側の太線で囲まれている部分、㊬・㊭の長方形部分は、今まで大字沼でございましたが、同様の理由のため「沼本町四丁目」へ編入することとしております。

以上でございます。

- 区政課長 : ご審議のほどお願いいたします。
- 中益会長 : ただ今の説明につきまして、何かご意見等はございませんか。
- 作本副会長 : 大字吉田が一部残るようですが、その理由をお聞かせください。
- 小倉南区総務課長 : 当初は、この部分についても住居表示を実施する予定でしたが、傾斜地（のり面）であることや面積、宅地開発が行われるような土地でないことなどから住居表示実施地区からはずしました。
- 森本委員 : まず、吉田地区の新町名についてですが、団地名が入っており居住者たちにとってとてもいいことだと思います。
次に質問ですが、大字吉田と大字沼が一緒になってできた町ですが、校区はどうなるのですか。また、中吉田一丁目、沼本町四丁目に編入される地区があるようですが、街区はどうなるのですか。

小倉南区総務課長 : 校区は、吉田小、吉田中学校区となります。また、編入される地区は、既存街区を拡大するようになりますので、現在お住みの方たちへの影響はございません。

中益会長 : ご発言も出尽くしたようでございますので、諮問についてお諮りいたします。
『平成18年度住居表示整備事業に伴う新町界町名案について』の諮問については、原案どおり答申することで、ご異議ございませんか。

(異議なし)

中益会長 : ご異議もないようでございますので、原案どおりこれを答申いたしたいと思えます。
以上で、本日予定しておりました議題は終了いたします。
何かこの他にご発言はございませんか。
事務局の方から何か発言はございませんか。

区政課長 : 本日、ご審議のうえ、ご答申をいただきまして、ありがとうございます。
今後とも、委員の皆様のご意見を十分尊重しながら住居表示事務を進めてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

中益会長 : それでは、本日の審議はこれもちまして終了したいと思います。

8 傍聴者
0名

9 問い合わせ先
北九州市総務市民局市民部区政課指導係 (高野、山口)
電話番号 093-582-2107